知内町地域防災計画

資　料　編

目　　次

資料１　知内町防災会議条例 …… 1
資料２　知内町災害対策本部条例 …… 3
資料３　知内町水防協議会条例 …… 4
資料４　知内町災害見舞金の支給に関する条例 …… 5
資料５　知内町災害見舞金の支給に関する条例施行規則 …… 7
資料６　知内町災害弔慰金の支給等に関する条例 …… 11
資料７　災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 …… 16
資料８　北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱 …… 33
資料８－１　北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領 …… 42
資料８－２　北海道消防防災ヘリコプター応援協定 …… 46
資料９　北海道広域消防相互応援協定 …… 48
資料 10　特別警報・警報・注意報の発表基準 …… 52
資料 11　災害復旧予算措置に係る国庫負担金及び補助率一覧 …… 53
資料 12　知内町における災害関連協定一覧 …… 57
資料 13　消防設備の整備 …… 58
資料 14　知内町津波災害警戒区域 …… 60

資料１

知内町防災会議条例

昭和37年12月26日

条　　例　第13号

(目的)

第１条　この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第６項の規定に基づき、知内町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　知内町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3)　前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

(4)　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限を属する事務

(会長及び委員)

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、町長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)　町長が指定する指定地方行政機関の長が指名する職員

(2)　町区域の全部又は一部を管轄する警察署長又はその指名する職員

(3)　町長がその部内の職員のうちから指名する者

(4)　町教育委員会の教育長

(5)　渡島西部広域事務組合の消防長、知内消防署長、知内消防団長

(6)　町長が指定する指定公共機関の長又はその指名する職員

(7)　町長が指定する指定地方公共機関のうち渡島医師会長が指名する当該渡島医師会の役員又は職員

(8)　町長が指定する北海道の知事の部内の機関の長が指名する職員

(9)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が指名する者

６　前項の委員の定数は20人以内とする。

７　第５項第６号及び第９号の委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、町の職員関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条　防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。

4　部会長は、部会の事務を掌理する。

5　部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその事務を代理する。

(議事等)

第6条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附　則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附　則(平成8年条例第10号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附　則(平成12年条例第4号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附　則(平成24年条例第23号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

資料２

知内町災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 26 日
条　　例　第 14 号

(目的)

第１条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の２第８項の規定に基づき、知内町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2　班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3　班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4　班長は、班の事務を掌理する。

(雑則)

第４条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、昭和 38 年１月１日から施行する。

附　則(平成 24 年条例第 24 号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

資料３

知内町水防協議会条例

昭和 63 年 3 月 18 日
条　　例　第 8 号

（趣旨）

第１条　この条例は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 26 条第 5 項の規定に基づき、知内町水防協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第２条　会長は協議会を代表し、会務を総理する。

2　会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（委員の任期）

第３条　関係行政機関の職員である委員の任期は、当該職にある期間とし、その他の委員の任期は 2 年とする。ただし、その他の委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（召集）

第４条　会長は会議を招集し、その議長となる。

（会議の成立及び議決）

第５条　協議会は、委員の 3 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2　協議会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（会長への委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

資料４

知内町災害見舞金の支給に関する条例

平成20年9月30日
条　　例　第13号

（目的）

第１条　この条例は、町民が災害により被害を受けたときに、被災者に対し災害見舞金を支給することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（支給の対象）

第２条　知内町内で発生した風水害・高波及び火災等の災害により、住宅の用に供していた建物に被害を受けた町民を対象とする。

（支給額）

第３条　災害見舞金の支給額は、次に掲げる範囲内とする。

(1)　自己所有の家屋に居住し被災した世帯主（併用住宅に居住常態者を含む）

区　　分	金　　額
全焼、全壊又は流失	30万円
半焼、半壊	15万円
部分焼、一部損壊	5万円
住居の床上浸水	5万円

(2)　借家等に居住し被災した世帯主

区　　分	金　　額
全焼、全壊又は流失	10万円
半焼、半壊	5万円
部分焼、一部損壊	2万円
住居の床上浸水	2万円

（支給の制限）

第４条　災害見舞金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1)　被災者の故意又は重大な過失により生じた場合

(2)　納税義務を果たさない場合

(3)　住民基本台帳に記載されていない場合

（申請）

第５条　見舞金の支給を受けようとする者は、速やかに町長に申請しなければならない。

（支給の決定）

第６条　前条の申請があったときは、町長はその内容を確認し、速やかに支給の可否を決定するものとする。

（委任）

第７条　本条例の施行について必要な事項は、町長が別にこれを定める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行し、平成20年７月１日から適用する。

２　知内町災害補償条例（昭和36年知内町条例第16号）及び知内町災害補償金積立条例（昭和36年知内町条例第17号）は廃止する。

３　知内町災害補償金積立金の全額を一般会計に編入する。

資料５

知内町災害見舞金の支給に関する条例施行規則

昭和 20 年 9 月 30 日
規　　則　第６号

第１条　この規則は、知内町災害見舞金の支給に関する条例（平成20年知内町条例第13号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

第２条　条例第３条(1)に定める規定の適用については、親族名義の住宅用家屋に居住し被災した場合等、自己所有に準ずる事情があり町長が適当と認めた場合は、居住していた被災者の自己所有とみなして同条を適用するものとする。

第３条　知内消防署長は、条例第２条の災害が発生したときは、別記第１号様式により速かにその被害状況を調査し、町長に報告しなければならない。

第４条　条例の規定による災害見舞金を受けようとする者は、別記第２号様式により速かに町長に申請しなければならない。

２　見舞金の支給を受ける権利の行使は、その支給理由が生じた日から２年間行わないときは時効により消滅する。

第５条　町長は、災害見舞金の支給額を決定したときは、別記第３号様式により速かに申請者に通知するものとする。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行し、平成20年７月１日から適用する。

２　知内町災害補償条例施行規則（昭和36年知内町規則第１号）は廃止する。

別記第1号様式

災害発生並びに被害状況調査報告書

平成　　年　　月　　日

知内町長　　殿

知内消防署長　　印

災害発生状況

災害の種類	風災・水災・高波・火災・その他							
発生日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分 平成　　年　　月　　日　　時　　分							
区域又は場所	上磯郡知内町字							
覚知時刻	時　　分			覚知方法				
現場到着時刻	時　　分			消防車出動状況			（乗車員数　　人）	
発生原因				発生ケ所				
発生経過								
発生時の防止								
活動状況								
当時の気象状況	天候		風向		風速		災害警報発令の有無	
その他								

被害状況

被害者（世帯主）				職業		
家族数	人					
被害家屋の種類				被害面積		㎡
被害の程度	全害・半害・部分害・住居の床上浸水					
損害見積額	建物等	円	内容物	円	計	円
その他						

別記第2号様式

災害見舞金支給申請書

平成　　年　　月　　日

知内町長　　殿

住　所　上磯郡知内町字

申請者

氏　名　　印

このたびの災害発生により次のとおり被災したので知内町災害見舞金の支給に関する条例の規定に基づき見舞金の支給を申請します。

記

災害の種類	風災・水災・高波・火災・その他
被災月日	平成　　年　　月　　日
被災家屋の種類	被災面積　　㎡
被害の程度	全害　半害　部分害　住居の床上浸水
損害見積額(内容物を除く。)	円
被害原因 (火災の場合はその原因)	
その他参考事項	

---------- 以下　知内町記載 ----------

上記内容に相違ない事を認めます。

平成　　年　　月　　日

調査員　　印

※　審査欄

被災家屋の所有関係	居住被災者本人　　居住被災者の親族等(続柄　　) 貸屋人(　　)
故意又は重大な過失の有無	
町税の納付状況	
住民基本台帳への記載の有無	
見舞金支給額	円

別記第3号様式

災害見舞金支給決定通知書

平成　　年　　月　　日

様

知内町長　　印

知内町災害見舞金の支給に関する条例の規定に基づき平成　　年　　月　　日付で提出をいただいた災害見舞金支給申請につきまして、次のとおり決定したので通知します。

記

被害建物の所有区分	条例第3条(1)自己所有　　条例第3条(2)借家等
被害の程度	全害　半害　部分害　住居の床上浸水
支給の制限の有無	
見舞金支給額	円

資料６

知内町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 3 月 30 日
条　　例　第 17 号

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1)　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2)　町民　災害により被害を受けた当時、知内町の区域内に住所を有した者をいう。

第２章　災害弔慰金

（災害弔慰金の支給）

第３条　町は町民が、令第１条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げる順序とする。

(1)　配偶者

(2)　子

(3)　父母

(4)　孫

(5)　祖父母

(6)　兄弟姉妹

２　前項の場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにした者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前２項の規定により難いときは、前２項の規定にかかわらず、第１項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

４　前３項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２以上あるときは、その１人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により、死亡した者１人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第６条　災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第４条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第７条　弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1)　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2)　令第２条に規定する場合

(3)　災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他特別の事情があるため、町長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第８条　町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

２　町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第３章　災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第９条　町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条　障害者１人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（準用）

第11条　第７条及び第８条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第４章　災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第12条　町は、令第３条に掲げる災害により、法第10条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

２　前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第１項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第13条　災害援護資金の一災害における一世帯当りの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額が、その家財の価額のおおむね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　150万円

イ　家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合　250万円

ウ　住居が半壊した場合　270万円

エ　住居が全壊した場合　350万円

(2)　世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ住居の被害がない場合　150万円

イ　住居が半壊した場合　170万円

ウ　住居が全壊した場合　250万円

エ　住居の全体が滅失若しくは流失した場合　350万円

(3)　第１号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざる得ない場合には「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

２　災害援護資金の償還期限は、10年とし、据置期間はそのうち３年（令第７条第２項かっこ書の場合は５年）とする。

（利率）

第14条　災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年３パーセントとする。

（償還等）

第15条　災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

２　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

３　償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第１項、令第８条から第12条までの規定によるものとする。

（規則への委任）

第16条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年９月以降発生の災害から適用する。

附　則（昭和53年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年１月14日以降発生の災害から適用する。

附　則（昭和56年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は、昭和56年９月１日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第１項の規定は当該災害により被災を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附　則（昭和57年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第９条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年７月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則（昭和62年条例第３号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第１項の規定は、昭和61年７月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附　則（平成３年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は、平成３年６月３日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は、当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第１項の規定は、同年５月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（平成23年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第４条第１項の規定は、平成23年３月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

資料７

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 3 月 30 日
規　　則　第 4 号

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 17 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第２条　町長は、条例第３条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

(1)　死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日

(2)　死亡（行方不明者を含む。）の年月日及び死亡の状況

(3)　死亡者の遺族に関する事項

(4)　支給の制限に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第３条　町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2　町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第３章　災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第４条　町長は、条例第９条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(1)　障害者の氏名、性別、生年月日

(2)　障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況

(3)　障害の種類及び程度に関する事項

(4)　支給の制限に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第５条　町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し又は疾病にかかった他の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2　町長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別紙様式第１号）を提出させるものとする。

第４章　災害援護資金の貸付け

（借入れの申込）

第６条　災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別紙様式第２号）を町長に提出しなければならない。

(1)　借入申込者の住所、氏名及び生年月日

(2)　貸付を受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

(3)　貸付を受けようとする理由及び資金の使途についての計画

(4)　保証人となるべき者に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2　借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)　世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2)　被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を１月から５月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込書にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3)　その他町長が必要と認めた書類

3　借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月１日から起算して３月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第７条　町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第８条　町長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（別紙様式第３号）を、借入申込者に交付するものとする。

2　町長は、借入申込者に対して、資金を貸付けしない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書（別紙様式第４号）を、借入申込書に通知するものとする。

（借用書の提出）

第９条　貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した借用書（別紙様式第５号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第１０条　町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第１１条　町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第１２条　繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別紙様式第６号）を町長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第１３条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第７号）を、町長に提出しなければならない。

2　町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書（別紙様式第８号）を、当該借受人に交付するものとする。

3　町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別紙様式第９号）を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第１４条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（別紙様式第 10 号）を、町長に提出しなければならない。

2　町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（別紙様式第 11 号）を当該借受人に交付するものとする。

3　町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（別紙様式第 12 号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第１５条　災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第 13 号）を、町長に提出しなければならない。

2　前項の申請者には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1)　借受人の死亡を証する書類

(2)　借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3)　町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（別紙様式第 14 号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(4)　町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除承認通知書（別紙様式第 15 号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第１６条　町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第１７条　借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を町長に氏名等変更届（別紙様式第 16 号）を、提出しなければならない。但し、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出するものとする。

第１８条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付の手続について必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 48 年 9 月以降発生の災害から適用する。

附　則（昭和 58 年規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条及び第 5 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

様式第３号（規則第８条第１項関係）

第　　号
平成　　年　　月　　日

知内町長　　印

殿

災害援護資金貸付決定通知書

平成　　年　　月　　日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号	第　　号
貸付金額	円
措置期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
償還期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
償還方法	年賦・半年賦
利　　子	年３パーセント

資金をお渡しする日と手続について

1　貸付金交付日　　平成　　年　　月　　日

2　場　　所

3　ご持参なさるもの

(1)　この通知書

(2)　同封の借用書

(3)　あなたの印鑑

(4)　あなたと保証人の印鑑証明書各一通

様式第４号（規則第８条第２項関係）

第　　号
平成　　年　　月　　日

知内町長　　印

殿

災害援護資金貸付決定不承認通知書

平成　　年　　月　　日お申込になりました災害援護資金は次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

(不承認の理由)

様式第５号（規則第９条関係）

貸付決定番号　　号

災害援護資金借用書

借用金額	円
利　　子	年 3%
措置期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
償還期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
償還方法	年賦・半年賦

上記の通り借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

令和　　年　　月　　日

住　　所

借受人氏名　　印

住　　所

保証人氏名　　印

様式第６号（規則第12条関係）

繰 上 償 還 申 出 書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行ないます。

令和　　年　　月　　日

借受人住所

氏名　　印

知内町長　　殿

記

貸　付　番　号
借　受　人　氏　名
貸付けを受けた日
貸付けを受けた金額
償　還　期　限
償　還　金　額
償　還　未　済　額
繰上償還をする日
繰上償還をする金額

様式第７号（規則第13条第１項関係）

償 還 金 支 払 猶 予 申 請 書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請します。

令和　　年　　月　　日

借　受　人住所

氏名　　印

連帯保証人住所

氏名　　印

知内町長　　殿

<table>
<tr><td>申請の理由
（具体的に）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">貸付の条件</td><td>借入金額</td><td>円</td><td>貸付番号</td><td></td></tr>
<tr><td>措置期間</td><td>1　　2年
2　　5年</td><td rowspan="2">希望猶予期間等</td><td rowspan="2">ヵ月
ただし
年　月　日
第　回　償還以降</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>1　　年賦
2　　半年賦</td></tr>
<tr><td>償還期間</td><td>年　月　日から
年　月　日まで</td><td>変更後の償還期間</td><td>年　月　日から
年　月　日まで</td></tr>
<tr><td>支払猶予期間の期限</td><td colspan="4">（変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由）</td></tr>
</table>

様式第８号（規則第13条第２項関係）

第　　号
年　　月　　日

知内町長　　印

殿

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年　　月　　日申出あった償還金の支払猶予については、次の通り承認となったのでお知らせします。

支払猶予承認期間	年　　月　　日から　　ヵ月
変更後の償還期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

様式第９号（規則第13条第３項関係）

第　　号
年　　月　　日

知内町長

殿

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年　　月　　日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので。当初の計画により償還されるようお願い致します。

(不承認の理由)

様式第 10 号（規則第 14 条第 1 項関係）

違 約 金 支 払 免 除 申 請

下記のとおり違約金の支払免除を申請いたします。

年　　月　　日

借　受　人住所

氏名　　印

連帯保証人住所

氏名　　印

知内町長　　殿

記

貸付番号					
支払免除を申請する違約金の金額					
内容	回　数	期　　別	元　金	利　子	申請日までの違約金
		年　　月期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

様式第 11 号（規則第 14 条第 2 項関係）

第　　号
年　　月　　日

知内町長　　印

殿

違 約 金 支 払 免 除 承 認 通 知 書

年　　月　　日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の通り承認されましたのでお知らせいたします。

記

年　　月　　日償還予定の第　　回償還金元金　　円、利子　　円に係る　　年　　月　　日における違約金　　円の支払を免除します。

様式第 12 号（規則第 14 条第 3 項関係）

第　　号
年　　月　　日

知内町長　　印

殿

違 約 金 支 払 免 除 不 承 認 通 知 書

年　　月　　日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(理由)

なお、あなたの　　年　　月　　日償還予定の第　　回償還金（元金合計　　円）に係る違約金は　　年　　月　　日現在　　円となっておりますので至急償還を願います。

様式第 14 号（規則第 15 条第 2 項第 3 号関係）

第　　号
年　　月　　日

知内町長　　印

殿

災害援護資金償還免除承認通知書

年　　月　　日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額	元　金	円
	利　子	円
	違約金	円
	合　計	円
償還を免除した額	元　金	円
申請日現在の状況で今後償還を必要とする額	利　子	円
	違約金	円
	合　計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利 10.75%の率で違約金がさらに加算されます。

様式第 15 号（規則第 15 条第 2 項第 4 号関係）

第　　号
年　　月　　日

知内町長　　印

殿

災害援護資金償還免除不承認通知書

年　　月　　日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利 10.75%の率で違約金がさらに加算されます。

元　金	円
利　子	円
違約金	円
合　計	円

様式第 16 号（規則第 17 条関係）

氏　名　等　変　更　届

<table>
<tr><td colspan="2">貸付番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>借　受　人</td><td>氏　名</td><td></td><td>住　所</td><td></td></tr>
<tr><td>連帯保証人</td><td>氏　名</td><td></td><td>住　所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">○で囲むこと
1　住所変更
2　改姓又は改名
3　死亡又は行方不明
4　その他</td><td colspan="3">（異動の内容）</td></tr>
<tr><td colspan="5">災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。

年　　月　　日

借受人（又は同居の親族）
住　所
氏　名　　印

連帯保証人
住　所
氏　名　　印

知内町長　　殿</td></tr>
</table>

資料８

北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱

第１章　総　則

（趣旨）

第１条　この要綱は、北海道消防防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の安全かつ効果的な運用を図るため、防災ヘリの運航管理等について必要な事項を定めるものとする。

（他の法令との関係）

第２条　防災ヘリの運航管理については、航空法(昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）航空機等

防災ヘリ、防災ヘリ用装備品、消防活動用装備品、防災ヘリに係る付属品及び部品並びに整備工具その他防災ヘリの整備に必要な物品をいう。

（２）航空消防活動

防災ヘリを用いて行う消火、救急業務、人命の救助、情報収集、輸送その他の消防活動（これらの活動に係る訓練を含む。）をいう。

（３）航空消防活動従事者

防災ヘリに乗り組んでその運航または航空消防活動に従事する者をいう。

（４）航空従事者

法第２条第３項に規定する航空従事者をいう。

（５）救急救助員

航空消防活動従事者のうち、消防吏員の身分を有する者をいう。

（６）自隊訓練

総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「防災航空室」という。）が航空消防活動従事者の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練を言う。

（７）共同運航期間

「北海道消防防災ヘリコプターの共同運航に関する協定」（平成３０年１月９日危対第 2413 号及び同本地（企））に基づき防災ヘリを共同運航する北海道警察本部警備部航空隊をいう。

第２章 防災航空隊

（防災航空隊の設置）

第４条 防災航空室に、防災航空隊を置く。

２　防災航空隊は、航空消防活動従事者たる操縦士、整備士及び救急救助員で構成する。

３　防災航空隊に、隊長及び副隊長を置く。

４　隊長及び副隊長は、防災航空隊の構成員（以下「隊員」という。）のうち救急救助員の中から総務部危機対策局危機対策課防災航空室長（以下「防災航空室長」という。）が指定する。

（隊長及び副隊長の任務）

第５条 隊長は、防災航空隊の活動を総括するものとする。

２　副隊長は、隊長を補佐するものとする。

３　隊長に事故あるときは、防災航空室長があらかじめ指定する副隊長がその職務を代理するものとする。

第３章　運航管理体制

（総括管理者）

第６条　防災ヘリの運航管理の総括は、危機管理監（以下「総括管理者」という。）が行う。

（運航責任者）

第７条　防災航空室に運航責任者を置く。

２ 運航責任者は防災航空室長をもって充てる。

３ 運航責任者は、防災航空隊の指揮監督、防災ヘリの出発の承認、航空消防活動の中止の指示、航空機等の維持管理など、防災ヘリの運航及びその安全に関する事務を統括するものとする。

４ 運航責任者に事故あるときは、防災航空室長が予め指定する者がその職務を代理するものとする。

（運航安全管理者）

第８条　防災航空室に運航安全管理者を置く。

２　防災航空室長は、共同運航機関が指定した航空従事者を、運航安全管理者に指定するものとする。

３　運航安全管理者は、防災ヘリの運航の安全を確保する観点から、運航責任者を補佐するとともに、次の各号に掲げる業務を行う。

（１）運航責任者、機長その他の航空従事者に対する防災ヘリの運航、航空消防活動の実施、航空消防活動従事者の健康管理、各種計画の立案、その他必要と認める事項に関する助言を行うこと。

（２）飛行計画を承認すること。

（３）防災ヘリの運航に必要な関係機関への連絡及び申請等の手続きを行うこと（北海道が要請した他機関の航空機の運航に係るものを含む。）。

（４）上記の業務に必要な調査研究等を行うこと。

（５）その他防災ヘリの運航の安全に関すること。

４　運航安全管理者に事故あるとき、又は運航安全管理者が操縦士として防災ヘリに乗り組む場合は、防災航空室長が予め指定する操縦士がその職務を代理するものとする。

（安全担当者）

第９条　防災航空室に安全担当者を置く。

２　防災航空室長は、共同運航機関が指定した航空従事者を、安全担当者に指定するものとする。

３　安全担当者は、運航安全管理者を補佐し、防災ヘリを安全に運航するために必要な情報の収集及び整理並びに航空従事者等に対する当該情報の提供に関する業務を行う。

第４章 防災ヘリの運航

（乗務体制）

第 10 条　運航責任者は、防災ヘリを運航させるときは、その都度、防災ヘリに乗り組む隊員を指定するものとする。

２　運航責任者は、別に定める要件を満たす操縦士２名及び整備士１名を必ず防災ヘリに乗り組ませなければならない。

３　運航責任者は、前項の操縦士のうち１名を機長に、他の１名を副操縦士に、それぞれ指定するものとする。

（機長の責任と権限）

第 11 条　機長（機長に事故等があるときは、機長に代わってその職務を行うべきものとされている者。以下本要綱において同じ。）は、防災ヘリの飛行につき、すべての責めに任ずる。

２　機長は、防災ヘリに乗り組む隊員及び隊員以外の者（以下「搭乗者」という。）に対し、飛行の安全上必要な指示を行うことができる。

３　搭乗者は、防災ヘリの飛行に関しては、機長を指揮してはならない

（航空消防活動指揮者）

第 12 条　運航責任者は、防災ヘリに乗り組む隊長又は副隊長のうち１名を、航空消防活動指揮者に指定する。ただし、隊長又は副隊長を防災ヘリに乗り組ませることができないときは、防災ヘリに乗り組む救急救助員の中から指定するものとする。

２　航空消防活動指揮者は、防災ヘリに乗り組んで、法その他の関係法令の規定により機長が行うこととされている権限を除き、航空消防活動の実施に関し航空消防活動従事者を指揮監督する。

３　航空消防活動指揮者は、前項の指揮監督に当たっては、隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

（出発の承認等）

第 13 条　機長は、飛行計画を作成したときは、運航安全管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた飛行計画を変更しようとするときも同様とする。ただし、飛行中に飛行計画を変更しようとする場合において、通信機の故障その他の理由により連絡ができないときは、この限りでない。

２　機長は、航空消防活動を伴う飛行計画の作成に当たっては、当該航空消防活動の内容等について航空消防活動指揮者と調整を図るものとする。

３　機長は、防災ヘリを出発させるに当たっては、運航責任者の承認を受けなければならない。

４　運航責任者は、気象の状況、航空消防活動の内容及びその実施場所の状況等を可能な限り詳細に把握し、防災ヘリの出発の可否を判断するものとする。

５　航空消防活動指揮者は、防災ヘリの出発前に、他の航空消防活動従事者に対して当該航空消防活動の目的、内容、現場の状況等について説明するものとする。ただし、出発前に説明の暇が無い場合においては、出発後速やかに説明を行うものとする。

６　航空消防活動を行うために防災ヘリを運航しようとするときは、運航責任者、機長及び航空消防活動指揮者は、他の消防隊又は救急隊及び関係機関との連携に十分配慮するものとする。

（機長及び航空消防活動指揮者の運航中の安全対策）

第 14 条　機長及び航空消防活動指揮者は、防災ヘリの運航中は、運航体制、周辺の気象の状況及び地理的条件、防災ヘリの機体の特性、操縦士の操縦技能等を踏まえ、安全管理に十分配慮し、必要に応じて航空消防活動を中止する判断を行うものとする。

２　機長又は航空消防活動指揮者は、航空消防活動を中止する判断を行った場合は、速やかにその旨を運航責任者に報告するものとする。

（運航責任者の運航中の安全対策）

第 15 条　運航責任者は、防災ヘリの運航中は、衛星通信を活用した防災ヘリの動態を管理するシステム等による飛行状況の監視及び航空消防活動の現場の状況、気象の状況その他の航空消防活動に関する情報の収集を行い、必要に応じて機長及び航空消防活動指揮者に当該情報を提供するとともに、航空消防活動を安全に実施することが困難であると認める場合には、機長及び航空消防活動指揮者に対し、航空消防活動を中止するよう指示するものとする。

（運航計画）

第 16 条　運航責任者は、航空消防活動及び自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、防災ヘリの運航計画を定めなければならない。

２　運航計画は、北海道消防防災ヘリコプター年間運航計画（様式第１号）及び北海道消防防災ヘリコプター月間運航計画（様式第２号）により定めるものとする。

（運航範囲）

第 17 条　防災ヘリは、次に掲げる活動で、防災ヘリの特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

（１）災害応急対策活動

（２）救急活動

（３）救助活動

（４）火災防御活動

（５）広域航空消防防災応援活動

（６）災害予防活動

（７）自隊訓練

（８）その他総括管理者が必要と認める活動

２　防災ヘリの運航は、原則として午前８時 45 分から午後５時 30 分までとする。ただし、次条に規定する緊急運航の場合は、この限りでない。

（緊急運航）

第 18 条　前条第１項第１号から第５号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、緊急運航以外の運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

２　防災ヘリの通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運航責任者は、直ちに機長及び航空消防活動指揮者に連絡し、緊急運航への対応を指示するものとする。

３　緊急運航に関し必要な事項は、別に定める。

（運航に伴う報告）

第 19 条　航空消防活動指揮者は、通常運航業務を終了したときは飛行報告書（様式第３号）を、緊急運航業務を終了したときは緊急運航業務報告書（様式第４号）を作成し、速やかに運航責任者に報告しなければならない。

（飛行場外離着陸場）

第 20 条　運航責任者は、市町村等と協議して、法第 79 条ただし書の規定による飛行場外離着陸場及び法第 81 条の２の規定による緊急離着陸場を確保しておくとともに、常にその実態把握に努めるものとする。

第５章　防災ヘリの整備

（整備点検等）

第 21 条　総括管理者は、法第 23 条及び第 25 条に定める技能証明を有する整備士による整備点検を受けなければ、防災ヘリを航空の用に供してはならない。

２　運航責任者は、航空機等を適切に管理し、常に航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

３　運航責任者は、四半期毎の整備計画を作成しなければならない。

４　防災ヘリの整備点検は、航空関係法令によるほか、共同運航機関が定める規程等を準用し、適切に行われなければならない。

（整備責任者）

第 22 条　防災航空室に整備責任者を置く。

２　防災航空室長は、隊員のうち共同運航機関が指定した整備士を、整備責任者に指定するものとする。

３　整備責任者は、運航安全管理者と連携して運航責任者を補佐し、航空機等の整備並びに格納庫、駐機場等の施設及び物資の保守管理を行うものとする。

（検査員）

第 23 条　防災航空室に検査員を置く。

２　防災航空室長は、隊員のうち共同運航機関が指定した整備士を、検査員に指定するものとする。

３　前項の指定に当たっては、整備責任者に検査員を兼ねさせることができるものとする。

４　検査員は、航空機等の整備作業について最終確認するものとする。

（機付長）

第24条　防災航空室に機付長を置く。

２　防災航空室長は、隊員のうち共同運航機関が指定した整備士を、防災ヘリの機体ごとに機付長に指定するものとする。

３　前項の指定に当たっては、整備責任者又は検査員に機付長を兼ねさせることができるものとする。

４　機付長は、担当する防災ヘリの整備及び管理を行うものとする。

第６章　使用手続

（使用予定表）

第25条　防災ヘリの使用（緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下この章において同じ。）を予定する者は、毎年２月末日までに翌年度の防災ヘリの使用予定について消防防災ヘリコプター使用年間予定表（様式第５号）を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに当該使用月の使用予定について、消防防災ヘリコプター使用月間予定表（様式第６号）を総括管理者に提出しなければならない。

（防災ヘリの使用申請）

第26条　防災ヘリを使用しようとする者は、消防防災ヘリコプター使用申請書（様式第７号）により、使用する日の15日前までに総括管理者に申請しなければならない。

（防災ヘリの使用承認）

第27条　総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

２　総括管理者は、前項の規定により使用を承認した場合は、消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第８号）を交付するものとする。

第７章　安全管理等

（安全管理）

第28条　総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、航空消防活動の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

２　運航責任者は、隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保するなど、安全管理に万全を期するとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

３　運航責任者は、毎年の航空機事故の防止に関する計画を策定しなければならない。

（隊員の心構え）

第29条　隊員は、業務に関する知識及び技量の維持向上に努めるとともに、相互に連携し、航空安全の確保を最優先にして任務を遂行するものとする。

（搭乗者の遵守事項）

第30条　搭乗者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

（１）機体周辺及び機内では、機長等の指示に従うこと。
（２）承認された飛行以外の飛行を機長に要求しないこと。
（３）飛行中は、機内の機器、ドア又は窓にみだりに触れないこと。
（４）機内から書類その他の物件を投棄しないこと。
（５）可燃性物質その他の危険物を機内に持ち込まないこと。

第８章　教育訓練等

（教育訓練等の実施）

第 31 条　総括管理者は、隊員の教育訓練等を実施するために必要な訓練体制及び施設、設備並びに教材の整備を図り、隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

２　運航責任者は、航空消防活動を効率的に行うため、市町村及びその他の関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

（教育訓練）

第 32 条　運航責任者は、自隊訓練として次に掲げる教育訓練を行うものとする。
（１）航空消防活動従事者の技能の習得維持に必要な訓練
（２）航空機の安全且つ効率的な運航のために全ての利用可能な人員、資機材及び情報を効果的に活用する措置（ＣＲＭ）を円滑に実施するための訓練
（３）その他、航空消防活動従事者の安全の確保に資する訓練

（操縦士等の養成訓練）

第 33 条　運航責任者は、共同運航機関と協力し、操縦士及び整備士に必要な技能を習得させるため、養成訓練を行うものとする。

（操縦士の操縦技能の確認）

第 34 条　運航責任者は、操縦士の効率的な養成及び安全かつ確実な航空消防活動に資するため、毎年、防災航空隊の操縦士の操縦技能の確認を行うものとする。

（教育訓練等基本計画及び実施計画）

第 35 条　運航責任者は、第 32 条に規定する教育訓練、第 33 条に規定する操縦士等の養成訓練及び前条に規定する操縦士の操縦技能の確認を行うため、次に掲げる事項について定めた教育訓練等基本計画を作成するものとする。
（１）教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法
（２）教育訓練等に係る安全管理対策
（３）前各号に定めるもののほか、教育訓練等を効果的かつ安全に実施するために必要な事項

２　運航責任者は、前項の教育訓練等基本計画に基づき、毎年度、次に掲げる事項について定めた教育訓練等実施計画を作成するものとする。
（１）年間の教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法
（２）年間の教育訓練等の対象者
（３）年間の教育訓練等の時間数及び実施時期

（４）前各号に定めるもののほか、年間の教育訓練等を円滑に実施するために必要な事項

第９章 事故対策等

（捜索及び救護体制の確立）

第 36 条　総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。

（航空事故発生時の措置）

第 37 条　機長は、防災ヘリの運航中に、機体の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況を運航責任者に直ちに報告しなければならない。

２　運航責任者は、前項の規定による報告を受け、又は同項に規定する防災ヘリの故障等に関する情報を入手した場合には、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

（事故報告）

第 38 条　総括管理者は、法第 76 条第１項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣及び消防庁長官にその旨を報告するとともに、直ちにその原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第 10 章　雑　則

（記録及び保存）

第 39 条　運航責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、航空消防活動に関する記録を整理、保存しておかなければならない。

（その他）

第 40 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

この要綱は、平成 18 年４月１日から施行する。

この要綱は、平成 19 年６月１日から施行する。

この要綱は、平成 22 年４月１日から施行する。

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

様式第７号（第 26 条関係）

消防防災ヘリコプター使用申請書

第　　号
年　　月　　日

総括管理者
北海道総務部危機管理監　様

申請者　　印
（担当者　　℡　　）

北海道消防防災ヘリコプターを次により使用したいので申請します。

１　使用日時	年　　月　　日（　）　　時　　分　～　　時　　分				
２　使用目的					
３　飛行経路					
４　使用内容					
５　搭乗者所属	職	氏　名	男・女	年　齢	備　考

※　使用に係る事業計画等を添付すること。

資料８―１

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

（趣旨）

第１条　北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第 18 条第３項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（緊急運航の要件）

第２条　緊急運航は、原則として、要綱第 17 条第１項第１号から第５号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

（１）災害が隣接する市町村に拡大または影響を与えるおそれがある場合

（２）災害が発生した市町村（消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。）の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合

（３）その他防災ヘリによる活動が最も有効と認められる場合

（緊急運航の基準）

第３条　緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする

（１）災害応急対策活動

ア　被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ　救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ　その他

災害応急対策活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合

（２）救急活動

ア　傷病者の搬送

（ア）現場救急

ａ　「現場救急」とは、防災ヘリが救急現場等に出動し、救急隊から引き継いだ傷病者を医療機関に搬送する活動をいう。

ｂ　次の場合に出動するものとする。

傷病者の生命に危険が及んでいる場合、又は緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、かつ、防災ヘリによる搬送が最も有効と認められる場合。なお、医師の搭乗については、要請元の市町村等の判断によるものとする。

（イ）転院搬送

a　「転院搬送」とは、医療機関において治療中の患者を、緊急に高次・専門医療機関に搬送する活動をいう。

b　次の場合に出動するものとする。

医師が当該傷病者について、緊急に他の高次・専門医療機関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶと認める場合、又は緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できると認める場合で、防災ヘリによる搬送が最も有効であり、かつ、医師が搭乗できる場合

c　搭乗する医師は、原則として搬送元医療機関の医師とする。ただし、当該医師の搭乗により搬送元医療機関の診療体制の維持が困難となる場合、又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できることとする。

なお、他の医療機関の医師が搭乗する場合において、他の移動手段では当該医師を搬送元医療機関に移動させることが困難であると認められる場合は、当該医師を防災ヘリにより搬送することができるものとする。

（ウ）感染症患者等の搬送

a　「感染症患者の搬送」とは、北海道感染症対策マニュアルに基づき、指定された区間において所定の感染症患者（疑似症患者を含む。）を搬送する活動をいう。

b　次の場合に出動するものとする。

北海道感染症対策マニュアルに基づき、北海道保健福祉部から依頼があった場合。

（エ）事後検証

現場救急及び転院搬送の全ての事案について、防災ヘリ使用の適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

ウ　医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等に、医師等の医療従事者や医療用資機材等を搬送する必要があると認められる場合

（３）救助活動

ア　中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難であると認められる場合

イ　山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合

ウ　高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難であると認められる場合

エ　その他

救助活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合

（４）火災防御活動

ア　林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ　偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、防災ヘリによる偵察・情報収集を行う必要があると認められる場合

ウ　消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

エ　その他

火災防御活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合

（５）広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

（緊急運航を行う時間帯）

第４条　緊急運航は、原則として、災害現場における活動可能時間（日の出から日没まで）を考慮して行うことができる。ただし、次に掲げる場合は、この時間帯にかかわらず行うことができる。

（１）転院搬送を行う場合

（２）その他、運航責任者が必要と認める場合

（緊急運航の要請）

第５条　市町村等の長は、緊急運航（感染症患者の搬送及び広域航空消防防災応援活動を除く。）の要請を行うときは、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により連絡するとともに、速やかに様式第１号をファクシミリにより提出するものとする。ただし、転院搬送に係る要請手続きについては、別に定める「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」によるものとする。

（出動の決定等）

第６条　運航責任者は、前条の要請を受けたときは、要綱第 13 条の規定により速やかに出動の可否を判断するものとする。

２　運航責任者は、出動の可否を判断したときは、直ちに要請を行った市町村等の長に通知するとともに、速やかに総括管理者及び関係総合振興局長又は関係振興局長に報告するものとする。

（受入体制）

第７条　緊急運航を要請した市町村等の長は、運航責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

（報告）

第８条　緊急運航（転院搬送を除く。）を要請した市町村等の長は、災害が収束したときは、災害等状況報告書（様式第２号）により、総括管理者に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成８年７月１日から施行する。

この要綱は、平成 18 年４月１日から施行する。

この要綱は、平成 19 年６月１日から施行する。

この要綱は、平成 22 年４月１日から施行する。

この要綱は、平成 25 年４月１日から施行する。

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

資料８－２

北海道消防防災ヘリコプター応援協定

（目的）

第１条　この協定は、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第２条　この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

（応援要請等）

第３条　災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

（１）発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合。

（２）災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

（３）その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

２　応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

（１）災害の種類

（２）災害発生の日時及び場所並びに災害の状況

（３）災害現場の気象状況

（４）災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法

（５）消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制

（６）応援に要する資機材の品目及び数量

（７）その他必要な事項

（防災航空隊の派遣）

第４条　知事は、前条第1項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

２　知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第５条　前条第1項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第６条　第3条第1項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第7条第1項の規定による応援があったものとみなす。

（経費負担）

第７条　この協定に基づく応援に要する隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附　則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

資料９

北海道広域消防相互応援協定

平成 29 年４月 27 日締結

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この規程は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、北海道の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第２条　この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第３条　この規程による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第４条　この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に掲げる地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

２　地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市市等の消防長の協議により行う。

３　地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。

（２）当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

（３）応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

４　総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。

（２）地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

（３）応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第５条　この協定による応援の種別は次の各号に掲げるとおりとする。

（１）陸上応援、消防隊、救助隊又は救急隊による応援

（２）航空応援、回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援。

（応擾隊等の登録）

第６条　市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊及び航空機（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第７条　応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の名号の区分により行う。

（１）陸上応援要請

ア　第１要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ　第２要請

当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第１要請を除く。）

ウ　第３要請

当該市町等が構成する別表の地域内の市町等に対して行う応援要請（第１要請を除く。）

（２）航空応援要請

航空隊の応接を必要とする応援要請

２　陸上応援要請は、第１要請、第２要請、第３要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

３　前項の陸上応援要請のうち、第２要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第３要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請された市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

（応接隊の派遣）

第８条　前条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

２　応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、前条第３項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

（応援隊の指揮）

第９条　応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

（応援経費の負担）

第10条　陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は応援側の負担とする。

（１）応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当

（２）車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）

（３）車両及び機械器具の修理費

（４）消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

２　航空応援に要する応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当、回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

３　応援側の長は、前２項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

（損害賠償）

第 11 条　応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

（１）土地、建物、工作物等に対する損害賠償

（２）一般人の死傷に伴う損害賠償

２　前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

（協議）

第 12 条　この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成３年４月１日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書７２通を作成し、記名押印のうえ市町等において各１通を保有する。

平成３年２月１３ 日

別　表

地　　域	構　　成　　市　　町　　等
道　西　地　域	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、 南渡島消防事務組合、渡島東部消防事務組合、檜山広域行政組合
道　南　地　域	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、白老町、西胆振消防組合、 胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、 日高西部消防組合
道　央　地　域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、 千歳市、歌志内市、恵庭市、広島町、土砂川町、 石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、 岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、 岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、 南空知消防組合
道　北　地　域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、 上川南部消防事務組合、大雪消防組合、上川中部消防組合、 富良野地区消防組合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道　東　地　域	釧路市、帯広市、根室市、留辺蘂町、網走地区消防組合、 北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、 美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、 北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、 南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、 釧路西部消防組合、根室北部消防事務組合

資料 10

特別警報・警報・注意報の発表基準

1　特別警報発表基準

（1）気象等

現象の種類	基　準	
大　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高　潮		高潮になると予想される場合
波　浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に１度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大　雪	数十年に１度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※　数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧：「伊勢湾台風（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）」級の台風や同程度の温帯低気圧

（2）地震・津波

現象の種類	基　準
津　波	高いところで 3m1 を超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置付ける）
地　震	震度６弱以上または長周期振動階級４以上 （緊急地震速報を特別警報に位置付ける）

2　警報・注意報発表基準

発表官署　函館地方気象台

知内町	府県予報区	渡島・檜山地方		
	一次細分区域	渡島地方		
	市町村等をまとめた地域	渡島西部		
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	12	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	128	
	洪水	流域雨量指数基準	建有川流域=8.4，中の川流域=3.7，森越川流域=8.7，知内川流域=31.4	
		複合基準*1	中の川流域=(6，3.3)，森越川流域=(6，7.4)	
		指定河川洪水予報による基準	－	
	暴風	平均風速	陸上	18m/s
			津軽海峡	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	18m/s　雪による視程障害を伴う
			津軽海峡	25m/s　雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ40cm	
	波浪	有義波高	6.0m	
	高潮	潮位	1.0m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	76	
	洪水	流域雨量指数基準	建有川流域=6.7，中の川流域=3，森越川流域=6.9，知内川流域=25.1	
		複合基準*1	建有川流域=(6，5.4)，中の川流域=(5，2.9)，森越川流域=(5，6.7)，知内川流域=(5，25.1)	
		指定河川洪水予報による基準	－	
	強風	平均風速	陸上	13m/s
			津軽海峡	18m/s
	風雪	平均風速	陸上	13m/s　雪による視程障害を伴う
			津軽海峡	18m/s　雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ25cm	
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.8m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		
	濃霧	視程	陸上	200m
			津軽海峡	500m
	乾燥	最小湿度35%　実効湿度65%		
	なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上		
	低温	通年：（平均気温）平年より5℃以上低い日が2日以上継続		
	霜	最低気温3℃以下		
	着氷	船体着氷：水温4℃以下　気温-5℃以下で風速8m/s以上		
	着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

資料 11

災害復旧予算措置に係る国庫負担金及び補助率一覧

1　災害復旧予算措置に係る国庫負担及び補助率

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫負担補助率
公共土木施設災害復旧事業国庫負担法	河　川	国 道 市町村	堤防、護岸、 水制、床上等	国施行 1 ヵ所 500 万円以上 道施行 1 ヵ所 120 万円以上 市町村施行 1 ヵ所 60 万円以上	標準税収入と対比して算出する。
	海　岸	国 道 市町村	堤防、護岸、 突堤等	同上	同上
	砂　防 設　備	国 道	治水上施行する砂防施設等	国施行 1 ヵ所 500 万円以上 道施行 1 ヵ所 120 万円以上	同上
	道　路	国 道 市町村	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効果を全うする施設又は工作物等	国施行 1 ヵ所 500 万円以上 道施行 1 ヵ所 120 万円以上 市町村施行 1 ヵ所 60 万円以上	同上
	港　湾	国 道 市町村	水域施設(航路、泊地、船だまり)外かく施設(防波堤、水門、堤防)けい留施設(岸壁、浮標)等	同上	同上
	漁　港	国 道 市町村	水域施設 外かく施設 けい留施設 輸送施設	同上	同上
	林地荒廃防止施設	道	山林砂防、海岸砂防(防波堤を含む)	道施行 1 ヵ所 60 万円以	同上
	地すべり防止施設	国 道	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等	国　その都度決定する 道施行 1 ヵ所 120 万円以上	同上
	急傾斜地崩壊防止施設	国 道	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等	同上	同上
	下水道	道 市町村	公共下水道、流域下水道、都市下水路	道施行 1 ヵ所 120 万円以上 市町村施行 1 ヵ所 60 万円以上	同上
	公園等	道 市町村	都市公園及び特定地区公園（カントリーパーク）の園路・広場、修景施設、保養施設、運動施設等	同上	同上

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農　地	道 市町村 土地改良区等	農地	1ヵ所　40万円以上	5/10（通常） 8/10、9/10（高率該当分）
	農業用施　設	道 市町村 土地改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設	同上	6.5/10（通常） 9/10、10/10（高率該当分）
	林業用施　設	道 市町村 組　合	林地荒廃防止施設、林道	同上	5/10～6.5/10（通常） 7.5/10～10/10（高率後）
	漁業用施　設	道 組合	沿岸漁場整備開発施設（消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、導流堤、水路又は着定基質） 漁港施設（水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設）	同上	6.5/10（通常） 10/10（高率該当分）
	共　同利　用施　設	組　合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	同上	2/10
土地改良法	農業用施　設	開発局	土地改良法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業地区	1地区の復旧事業費（当該地区における1カ所の復旧事業費75万円以上のものの合算額）が500万円以上で、当該地区における当該年度残事業費の100分の1を超えるもの	土地改良法施行令第52条第1項第3号、第2項第3号及び第6～8項の規定に基づき算定する
公営住宅法	公　営住　宅	道 市町村	公営住宅	毎年国から示される	2/5～3/4
生活保護法	保　護施　設	道、市町村、社会福祉法人，日本赤十字社北海道支部	救護施設、更正施設、授産施設、宿所提供施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上 設備整備～災害復旧費協議額1件につき60万円以上	1/2

老人福祉法	老人福祉施設	道、市町村、社会福祉法人	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上 設備整備～災害復旧費協議額1件につき60万円以上	1/2 または 1/3
身体障害者福祉法	身体障害者更正援護施設	道、市町村、社会福祉法人	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身障者授産施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター等	同上	1/2
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設	道、市町村、社会福祉法人	知的障害者更正施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム	同上	同上
売春防止法	婦人保護施設	道、市町村、社会福祉法人	婦人相談所、婦人保護施設	同上	同上
児童福祉法	児童福祉施設	道、市町村、社会福祉法人日本赤十字社北海道支部	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上（保育所については、40万円以上） 設備整備～災害復旧費協議額1件につき60万円以上（保育所については、30万円以上）	1/2 または 1/3
母子及び寡婦福祉法	母子福祉施設	道、市町村、社会福祉法人	母子福祉センター、母子休養ホーム	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	同上
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害者社会復帰施設	道、市町村、非営利法人等	精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター	同上	1/3

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関	市町村	感染症指定医療機関	災害復旧所要額1件につき60万円以上	1/2
	感染症法予防事業	市町村	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	同上
上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	上水道	市町村	○被災した施設を原形に復旧する事業（原形に復旧することが著しく困難な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む） ○応急的に施設を設置する事業（応急的に共同給水装置を設置する事業を含む）	○上水道事業または水道用水供給事業 ①本復旧費＞現在給水人口×130円 ②本復旧費＞1,900千円（町村は1,000千円） ○簡易水道事業 ①本復旧費＞現在給水人口×110円 ②本復旧費＞1,000千円（町村は500千円）	1/2～8/10
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	道 市町村	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道　80万円以上 市町村　40万円以上 設備整備 道　60万円以上 市町村　30万円以上	2/3 (離島4/5)
公立諸学校建物その他災害復旧費補助金交付要綱	公立学校施設災害復旧事業	道 市町村	教員住宅、特定学校借上施設及び校舎の新築復旧に伴う応急仮設校舎等	施設整備 道　80万円以上 市町村　40万円以上	同上
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害廃棄物処理等	市町村（一部事務組合、地域連合含む）	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害に伴って便槽に流出した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業等	指定都市　80万円以上 市町村　40万円以上	1/2

資料 12

知内町における災害関連協定一覧

H26.3.28 現在

協定年月日	協定の名称	協定の目的	協定先
H21.12.1	災害時における応急及び復旧対策に関する協定	道路、橋梁、河川等の応急及び復旧対策に対し、資機材及び人員を優先的に出動させる	知内町建設協会 知内商工会工業部会
H24.7.24	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	災害時における緊急車両や避難所等への燃料を優先的に給油する	函館地方石油業協同組合
H25.12.3	道路通行止めにおける緊急輸送に関する協定	災害等で道々小谷石線が通行止めになった場合、食糧や傷病者等を緊急輸送する際に、漁船を利用する	上磯郡漁業協同組合 矢越漁船部会 涌元・前浜船主連合会

資料１３

消防設備等の整備

１　消防組織の現有車両

所　属	車両種別	購入年度	車　名	配　置
知内消防署	タンク車（函館 88 ち 1193）	Ｈ　４年	イスズ	知内
	タンク車（函館 800 は 343）	Ｈ１５年	イスズ	知内
	ポンプ車（函館 88 ち 52）	Ｓ６３年	ミツビシ	湯の里
	救急車（函館 800 さ 3377）	Ｈ１９年	トヨタ	知内
	広報車（函館 800 さ 4103）	Ｈ２２年	ニッサン	知内
	積載車（函館 80 あ 5189）	Ｈ　７年	スズキ	小谷石
	積載車（函館 880 あ 221）	Ｈ２４年	スズキ	涌元
	司令車（函館 88 ち 663）	Ｈ　２年	トヨタ	知内
	化学車（函館 88 た 903）	Ｈ　８年	ミツビシ	知内
	屈折車（函館 88 た 904）	Ｈ　８年	ミツビシ	知内
	原搬車（函館 88 た 905）	Ｈ　８年	ミツビシ	知内

２　消防機器

名　　称			数　量
空気呼吸器			15
同　　予備ボンベ			38
自動心肺蘇生器			
人工呼吸器			4
救助幕			
二連梯子			4
三連梯子			2
消防用無線	基地局		2
	移動局	10w	10
		1w・5w	9
チェーンソー			4
油圧式救助器具			4
ホース（消防署保管）			337
ホース（消防団保管			76
カッター			4
ジャッキ			4
空気式ジャッキ			
コンプレッサー			4
ラインプロポーショナー			3
ジェットシューター			18
泡原液（　ℓ　）			21,380

３　小型動力ポンプ等及び器具置き場

小型動力ポンプ	小型動力ポンプ積載車	器具置場
３	２	３

４　消防水利施設

防火水槽			消火栓			合　計
４０㎥以上	４０㎥未満	小　計	公　設			
			基準内	基準外	小　計	
４７	－	４７	１２	６２	７４	１２１

資料１４
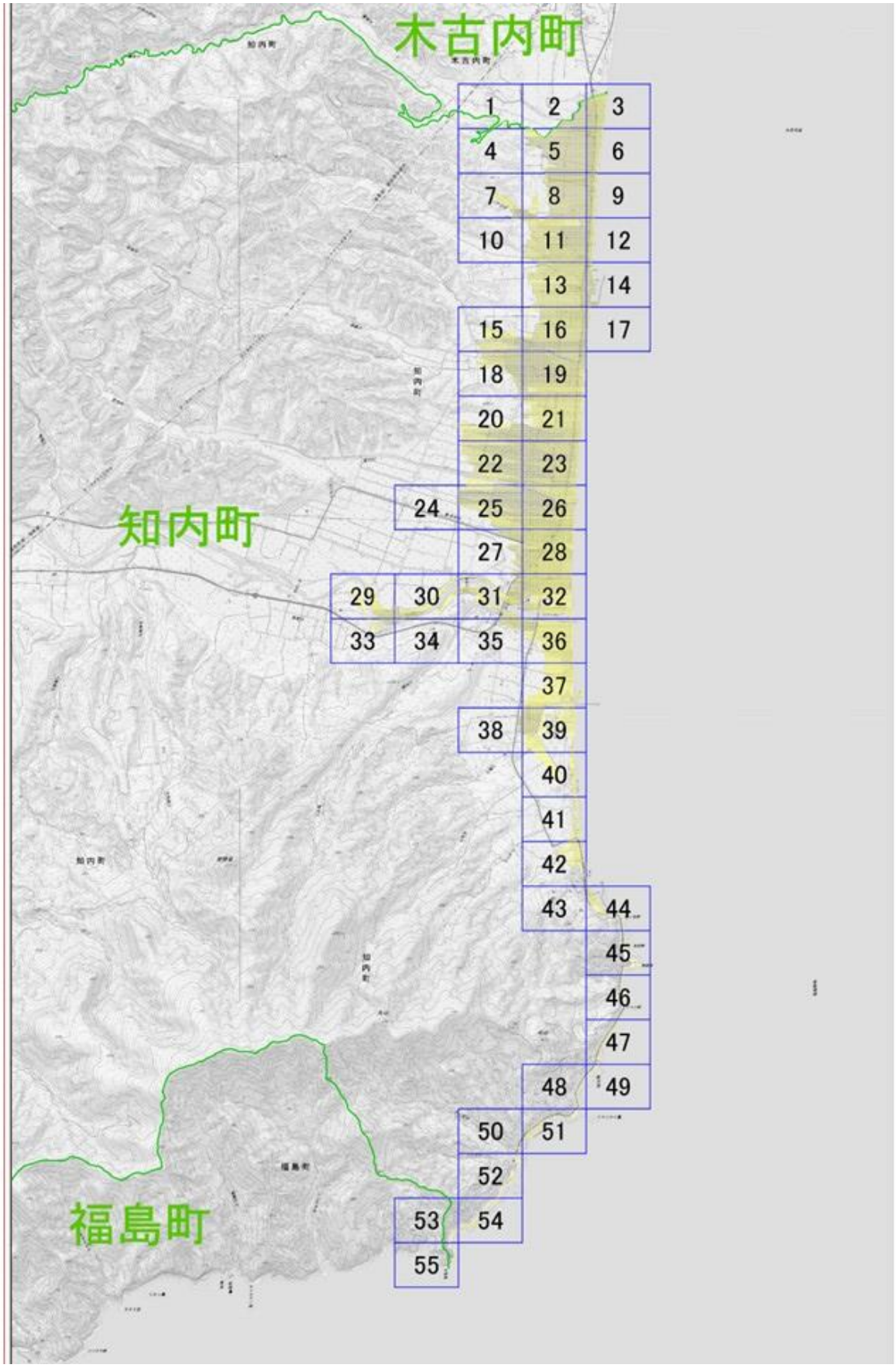
知内町津波災害警戒区域